

戸倉小学校いじめ防止基本方針

1 いじめに対する基本的な認識

(1) いじめの定義

「いじめ」は「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。」

【いじめ防止対策推進法 第一章総則第二条】

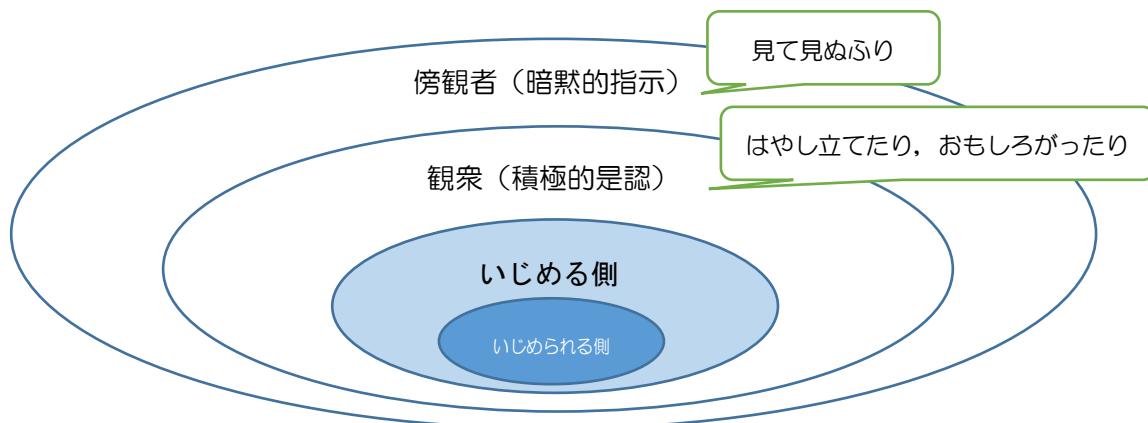
<具体的ないじめの行動>

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言う
- ・仲間はずれにしたり、集団で無視をしたりする
- ・ぶつかったり、叩いたり、蹴ったりする
- ・金品をたかる
- ・金品を隠したり、盗んだり、壊したり、捨てたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせる
- ・パソコンやスマートフォン・タブレット等で、誹謗中傷や嫌なことをする等

(2) いじめの理解

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

さらに、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり、おもしろがったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。



「いじめの4層構造論」森田洋司

2 いじめの未然防止

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童等を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、全ての児童を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壤をつくるために、関係者が一体となつた継続的な取組が必要である。

(1) 居場所づくり

- ・児童が安心して生活できる学校・学級づくりに努める。
- ・日々の学習や行事等において児童が活躍できる場を設定し、学校生活の中で充実感を得られるようにする。
- ・「大切にされている」「認められている」という安心感を児童に味わわせる。

(2) 絆づくり

- ・教師と児童、児童同士で心の結び付きや信頼関係の中で学び、共に活動することで社会性を身に付けさせる。
- ・一つ一つの行事や活動の意味を児童に考えさせ、理解させる。

(3) 自己有用感を育む

- ・児童が本気で考え、自分たちで解決することができる活動に取り組ませる。
- ・全体及び個の目標と、ゴールまでの見通しをもたせる。
- ・「誰かの役に立った」「人から感謝された」などの体験が積み重ねられる場を設定する。

(4) 教職員の姿勢

- ・児童との触れ合いや、児童と共に歩む姿勢を大切にする。
- ・児童の言葉に耳を傾け、その気持ちを敏感に感じ取る。
- ・教職員間で相談や協力ができる風通しのよい環境を整える。

(5) 家庭や地域との連携

- ・普段から保護者会等において、学校でのいじめの実態について情報交換をしたり、協議したりする。
- ・いじめに対する家庭の気付きと教職員の気付きを共有できるように、連絡を密にしておく。
- ・年1回、いじめ等対策委員会を開催し、学校・家庭・地域社会及び関係機関が連携したり、協力したりして、生徒指導に関する情報を交換し合い、児童が明るく生き生きと学校生活を送ることができるようとする。

(6) 「行きたくなる学校づくり」の推進

- ・新規の不登校児童を生まない「行きたくなる学校づくり」を町内全ての小学校と中学校で取り組む。
- ・「授業づくり」に焦点をあて、年間3回のP D C Aサイクルによる授業改善等に取り組み、全ての児童の「心の居場所」「絆づくりの場」としての学校づくりを目指す。

3 いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての人が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知することが必要である。

(1) 児童の変化を敏感に察知

- ・教職員全員が連携して情報の共有化を図る。
- ・学習中だけでなく休み時間や給食時・清掃時・放課後など、児童の様子に目を配り、小さな変化を見逃さないようにする。

(2) アンケート調査の活用

- ・うしおっこ生活アンケート（各学期1回）、学校生活アンケート（毎月）を実施し、児童の実態把握と早期対応にあたる。
- ・アンケートから得られた情報の中で問題となる事案については、生徒指導主任を中心に関係する教職員により児童から聞き取り調査を行い、対応する。

(3) 教育相談等の実施

- ・各学期に「うしおっこ生活アンケート」を行い、その後お話タイム（個人面談）を実施し、児童理解を深め、一人一人を大切にした学級経営に努める。
- ・年1回、保護者との教育相談を実施し、話し合いを通して児童理解を深めるとともに、保護者との信頼関係を築く。

(4) 教職員の資質能力向上

- ・教職員の資質能力の向上を図るために、いじめに関する研修会を実施する。研修会の中には、具体的な事例を取り入れた研修も行う。
- ・スクールカウンセラーによる研修会を実施し、教職員のカウンセリングマインド向上を図る。

(5) 保護者との連携

- ・児童の学校や家庭での様子、健康面の問題など、対話等を通して学校と家庭で情報交換を行い、保護者との信頼関係を構築する。

4 解決までの対応（宮教委「いじめ対応の手引き」より）

(1) いじめ対応の流れ

① 察知

児童のささいな変化に気付く。「もしかしたら」という教師の感覚を働かせる。

② 発見・発覚

本人や保護者の訴え、友人からの情報提供、教育相談、アンケート調査、日記の記述等によりいじめを見つけ出す。

③ 聞き取り（いじめを受けた児童）

児童が安心して話せる環境を整える（具体的に苦痛を感じていること、望んでいること等）。

④ 報告・相談

いじめの疑いやいじめにつながりそうな出来事を生徒指導主任に報告する。その後、内容により生徒指導主任からいじめ不登校担当、教頭、校長に情報を報告する。必要に応じて教職員間で相談し、情報を共有する。

⑤ 認知

いじめの定義に当てはまるものは全て認知（心身の苦痛を感じていたかが認知の判断基準）する。認知した事案を段階分けし、仮判断・対応案を校長に具申する。

⑥ 対応・方針の決定

いじめ等対策委員会で協議し、校長が対応・方針を決定する。

⑦ 教育委員会への報告

第Ⅰ段階事案：月例報告 第Ⅱ段階事案：1週間以内 第Ⅲ段階事案：認知した段階で速やかに報告

⑧ 保護者へ連絡（いじめを受けた児童）

いじめを受けた児童から聞き取った内容と対応方針を伝える。

⑨ 聞き取り（いじめた児童・第三者）

複数児童がいる場合は、個別・同時に複数対応で行う。

⑩ 安全確保

教室の座席配置の変更、清掃の班編制の変更など

⑪ 保護者へ連絡（いじめた児童）

調査結果を報告し、指導方針を伝える。

⑫ 指導（いじめた児童）

複数の教職員で指導し、必要に応じて保護者の同席を求める。反省を促し、自分の行為の責任を自覚させ、いじめを確実にやめさせる。

⑬ 双方の保護者へ連絡

指導内容や今後の対応について、いじめた児童、いじめを受けた児童双方の保護者に連絡する。

⑭ 防止措置の検討と実施

いじめの防止体制や未然防止について協議し、全教職員が認識を共有する。

⑮ 経過観察

組織的な見守り体制を整え、相当の期間経過観察をし、いじめを受けた児童、いじめた児童双方に計画的に声掛けをする。

5 いじめ防止等の対策のための組織

(1) いじめ等対策委員会

本校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ等対策委員会」を設置する。

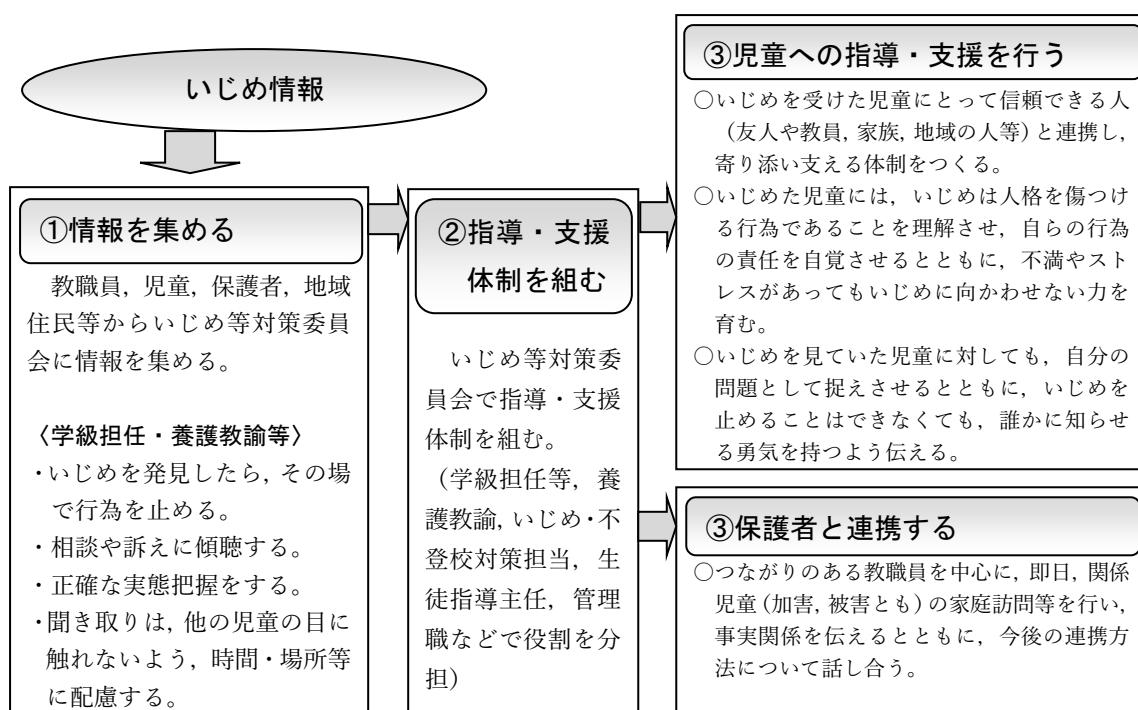
(2) いじめ等対策委員会の役割

- ・学校の基本方針に基づいて、取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ・いじめの相談と通報の窓口となる。
- ・いじめの疑いに係る情報があった時には会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に行う。

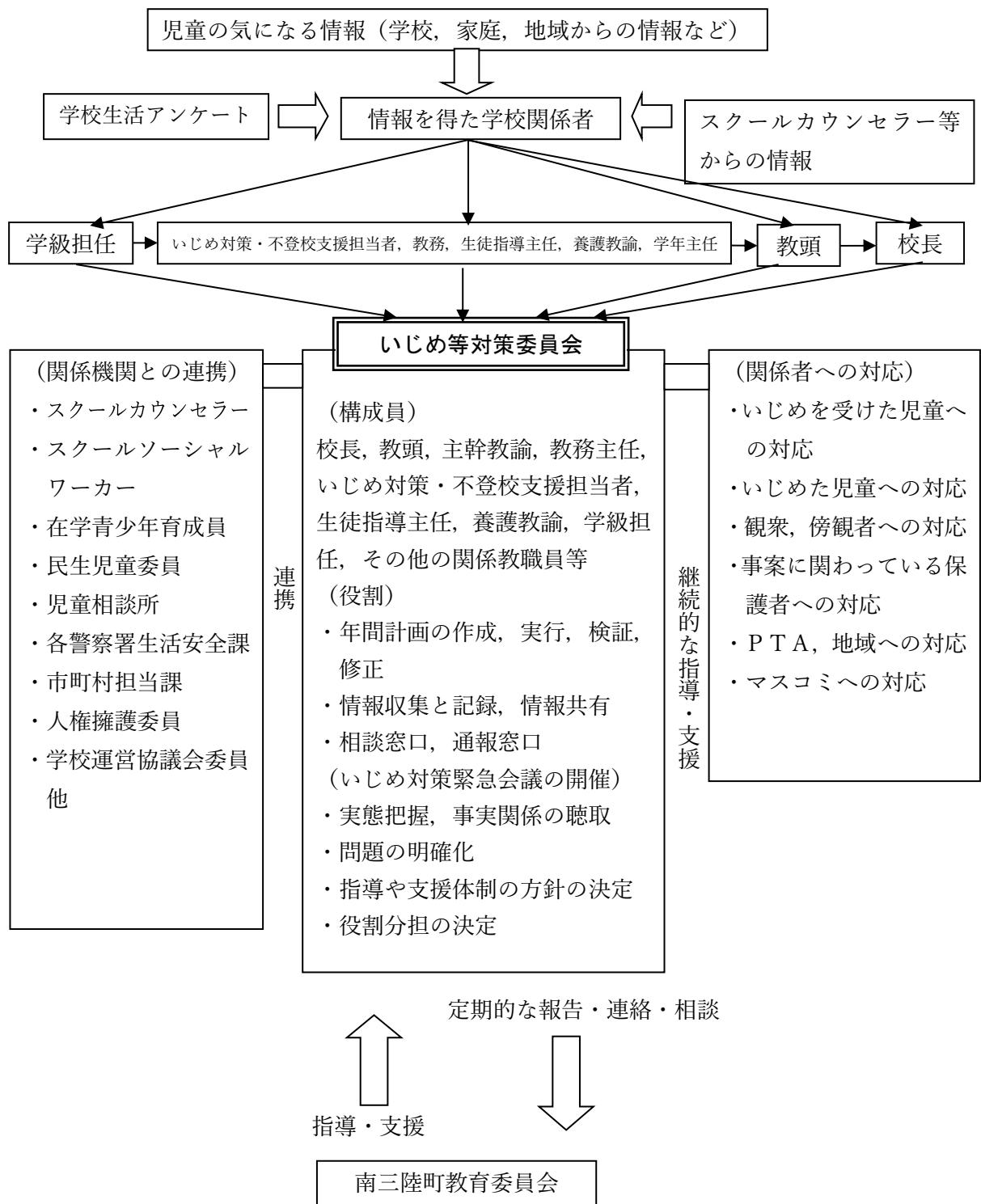
(3) いじめ等対策委員会の構成

<教職員>
校長、教頭、主幹教諭、教務主任、いじめ対策・不登校支援担当者、生徒指導主任、養護教諭、安全主任、その他の関係教職員（学級担任、諸活動担当教員等）
<心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者とその他の関係者>
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校医、警察官経験者、学校運営協議会委員等（必要に応じて）
<保護者や地域住民等>
P T A会長、P T A副会長、戸倉公民館長、戸倉駐在所警察官、民生児童委員、学校運営協議会委員等（必要に応じて）

(4) いじめに対する措置



(4) いじめ等対策委員会全体構成図



6 重大事態への対応

(1) いじめの重大事態の定義

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされる疑いがあると認めるとき。

【いじめ防止対策推進法 第二十八条】

<重大事態にあたるケース>

- ・児童等が自殺を企画した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

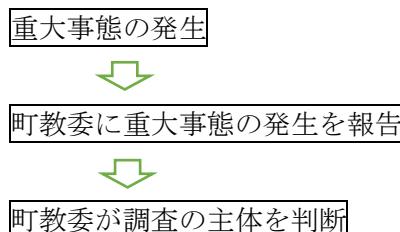
<相当の期間>

不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席している場合には、町教委又は学校の判断で迅速に調査に着手する。

(2) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、学校は町教委を通じて町長へ事態発生について報告する。

(3) 調査の主体及び組織



①学校が調査の主体の場合

「いじめ等対策委員会」及び専門家による調査

②町教委が調査の主体の場合

教育委員会に設置される付属機関による調査

(専門的知識及び経験を有し、いじめ事案と直接関係を有しない第三者)

(4) 調査結果の提供及び報告

学校又は町教委は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事實関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。この情報提供にあたっては、適時・適切な方法で、経過報告を行う。

また、調査結果については、町教委より町長に報告する。

(5) 事実関係を明確にするための調査のフロー

